

土木工事書類作成マニュアル（令和6年4月改定）改定概要

2 施工計画

2-1 施工計画書

- ・「千葉市土木工事共通仕様書」の改定に伴い、施工計画書の記載する事項の1つに「法定休日・所定休日（週休二日の導入）」が追加されたことから、本マニュアルに反映
※その他の頁についても、週休二日の導入に関する事項は反映

2-3 施工体制

2-3-1 施工体制台帳・施工体系図

- ・発注者は、施工体制が適切なものであると確認したときは、速やかにその旨を通知することを追記

3 施工管理

3-1 工事打合せ簿

- ・ASP（情報共有システム）のシステム選定や契約にあたり、利用開始日や必要ユーザー数などの監督職員への確認書類の提出は不要（電話やメール等による確認で良い）である旨を追記。
※その他、提出不要な書類の更なる明確化を目的とした表現の追加及び修正を実施

3-2 再生資源

3-2-1 再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）

- ・受注者は、工事現場において再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない旨を追記。

3-8 確認・立会依頼書

- ・「千葉市土木工事共通仕様書」の改定に伴い、「【参考】監督職員の確認を要する事項」における道路植栽工等の記載内容を更新